

## 令和8年度採用

### 金沢市会計年度任用職員(保育支援パート・週10時間)募集要項

#### 1. 採用予定人員等

区分	業務内容	採用予定人数
保育支援パート 週10時間	市立保育所における以下の業務 園外活動やプール活動時等の園児の見守り 登降所時の児童の受け渡し 給食の配膳や片付け 午睡の準備作業 保育所内外の清掃 等	2名

#### 2. 勤務条件等

項目	内容
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※ 面接・人事評価等の結果に基づき、翌年度に再度任用されることがあります。再度の任用は原則4回まで（最長で令和13年3月末まで） ※ 採用は全て条件付きで、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務した時に初めて正式採用となります。（地方公務員法第22条の2第7項） なお、再度任用した場合も同様です。
勤務場所	中村町保育所（住所：中村町15-7） 大桑保育所（住所：大桑町平42-48） ※勤務場所は相談の上決定します。
勤務時間	週10時間勤務 例：2時間（13：00～17：00のうち） × 5日 ※ 勤務時間の割振りは、勤務場所と相談の上、決定します。
休日等	土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）
報酬時間額等	時給1,270円 その他、支給条件に応じて、通勤手当相当額が支給されます。 ※ 上記報酬等は条例改正等により変更されることがあります。
休暇	年次有給休暇、特別休暇（忌引・夏季休暇等）
社会保険等	公務上または通勤による災害についての補償制度があります。
職務	地方公務員法の「分限・懲戒」及び「服務」の規定が適用されます。 営利企業への従事（兼業）を行うことができますが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となります。

### 3. 受験資格

保育士資格は不要です。

年齢、学歴、性別は問いませんが、地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項に該当する方は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・金沢市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

### 4. 試験日・試験会場・合格発表

試験日	試験会場	合格発表
随時	金沢市役所2階 保育幼稚園課 等	随時

※ 受験資格等を確認するため、書類選考を実施します。

※ 試験会場、集合時間等の詳細については、別途お知らせします。

※ 結果については、合否を問わず、受験者全員に郵送で通知します。

### 5. 試験内容

科目	内容
面接	個別面接

### 6. 受験手続

提出書類	金沢市会計年度任用職員（保育士等）採用試験申込書 1通 ※ 郵送又は持参によること。 ※ 申込書は募集要項に添付されたものを使用してください。 また、保育幼稚園課（金沢市役所2階）でも交付します。
提出先	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市こども未来局保育幼稚園課 ※ 封筒の表に「会計年度任用職員希望」と朱書きしてください。
受付期間	随時受付しています。 ※ 受付時間は9時から17時45分までとなります。 ※ 土曜日・日曜日・祝日は受付を行いません。

#### 【注意事項】

- (1) 提出された書類は一切返却しません。
- (2) 提出書類及び採用試験時に取得した個人情報、採用選考及び採用事務以外の目的には一切使用しません。
- (3) 会計年度任用職員（保育士等）採用試験申込書は必ず本人が記入してください。
- (4) 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つと

して、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

**<問い合わせ先> 沢市 こども未来局 保育幼稚園課**

**〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 電話 (076)220-2299**

**金沢市ホームページ [ <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/> ]**

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律  
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
  - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
  - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
  - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
  - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの